

議案説明書

総合政策部 市民税課

提出議会：令和4年第2回定例会

1 案件名

議案第6号 佐野市国民健康保険税条例の改正について

2 概要

国民健康保険税の課税限度額を改め、及び未就学児に係る減額措置を加え、並びに地方税法の改正に伴い所要の規定を整備する。

3 理由、趣旨、目的、内容等

①課税限度額の見直し（第2条 第21条）

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を63万円（現行61万円）に、介護納付金課税額に係る課税限度額を17万円（現行16万円）にそれぞれ引き上げる。

②未就学児に係る減額措置の創設（第21条に1項を加える改正規定）

子育て世帯の経済的負担の軽減の観点から、国・地方の取組として、国民健康保険税の被保険者である未就学児に係る均等割保険税について、その5割を軽減する。

③地方税法の改正に伴う所要の規定の整備（第3条 第5条 第5条の2 第6条 第8条 第13条 第21条第1号～第3号 第21条の2 附則第10項～第12項 附則第15項～第22項）

地方税法の改正に伴い生じた条項のずれ等を修正する。

4 その他の事項

施行日 令和4年4月1日（ただし、③の部分に係る第3条の見出し及び第5条の見出しの改正規定、第5条の2の見出しの改正規定、第6条及び第8条の改正規定、第21条第1号ア及びイの改正規定、同条第2号ア及びイの改正規定並びに同条第3号ア及びイの改正規定並びに第21条の2の改正規定（「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。」の次に「及び」を加える部分に限る。）は、公布の日）